

② 東京都多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備事業

■ 事業概要

発注者	東京都			
事業目的	高水準で専門性の高い総合診療基盤に支えられた行政的医療を都民に提供し、他の医療機関等との密接な連携を通じて、良質な医療サービスの確保を図ることが基本的役割である。			
事業内容	現府中病院を多摩地域の医療拠点となる「多摩広域基幹病院」(仮称)として、また、清瀬小児病院、八王子小児病院並びに梅ヶ丘病院の3つの小児病院を移転統合し、「小児総合医療センター」(仮称)として新築、運営する。			
事業期間	約19年(施設整備期間を含む。)			
事業形態	BTO方式、サービス購入型			
事業費用	249,092,638,341円(落札金額)			
タイプ	タイプ2			
スケジュール	実施方針公表	2004年10月12日	落札者決定	2006年1月31日
	特定事業選定	2004年12月27日	契約締結	2006年8月30日
	入札公告	2005年3月30日	供用開始	—

② 東京都多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備事業

■ 特徴(地球温暖化への配慮について)

■光熱水費を民間事業者の業務範囲に含める規定の他、東京都環境確保条例等を踏まえ、屋上緑化も計画している。

■光熱水費削減の観点から、一部標識等の電源には太陽光発電を導入することになっている。但し、省エネの中核はコジェネである。また、民間事業者からの提案で消費電力量の可視化を行うことになっており、壁の断熱性能を向上させることにもなっている。

■審査項目として温暖化防止の観点からのLC-CO2を明確化してはいないが、LCCを重視し、エネルギーマネジメントの考え方を提案するよう指示していることから、結果的にLC-CO2にもつながっている。なお、光熱水費の負担を民間事業者の業務範囲とした場合に問題と考えられるのは、需要量が民間事業者の想定を超えて増大する事態(例えば、病院に特殊機器を導入する等の事態)が発生した場合のリスクであるが、これについては、事例に応じて協議することになる。ただし、上記のとおり、温湿度の条件などを要求水準書に規定し、これが大幅に変動しない限り、影響は少ないものと考えている。例えば、PCや電気製品が多少増加するぐらいでは、電力全体には大きな影響は生じないし、スペースもぎりぎりに近い形で建設を進めているため、電力消費量の大きい医療用の特殊な機器が導入されるということも可能性は低いと考えている。

■ 地球温暖化防止のポイント

要求水準書において、民間事業者の業務範囲の中に光熱水費の負担が組み込まれていることが記載されている。光熱水費の負担を民間事業者の業務範囲に組み込むことで、民間事業者においては、ライフサイクルベースで見て最も効率の良いエネルギー利用を実現することが自らのメリットにもつながることから、初期投資コスト負担があっても、必要な設備投資を行うなど、省エネルギーの徹底に向けた活動を展開することが可能となる。このように、本PFI事業は、行政的医療を適正に都民に提供し、良質な医療サービスを確保することが主たる目的ではあるものの、光熱水費の負担を含めて民間事業者の業務範囲とすることで、運用段階におけるエネルギーコストの比較的大きい本事業のライフサイクルコストの最小化、ライフサイクルCO2の最小化を両立することを目指しているといえる。

② 東京都多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備事業

■ 課題

■物価変動リスク及び需要変動リスクに関する対応方針をあらかじめ定めておくことは、光熱水費を民間事業者の負担とする場合には重要である。

(本事業の場合)

①物価変動リスク:一定幅以上のエネルギー料金の改定率に応じて価格見直しを行うということが示されている。

②需要変動リスク:例えば医療行為によるエネルギー消費量の増加等により、事業者がコントロールできないある一定の幅以上の需要変動が発生した場合、これをコントロール不可能な変動として、都と事業者が合意する合理的な価格改定のメカニズムが導入されることとされている。

■光熱水費に関連して、病院全体にかかる光熱水費を民間事業者の負担とする場合、病院で活用する公用車等の燃料費等についても民間事業者の負担の範囲に入るか否か等の境界を区分しておくことが重要である。本事業においては、公用車のガソリン等、事業者の創意工夫による効率的な供給が困難と想定されるものは事業者負担から外すこと、一方、ドクターカーのガソリンなどについては、事業者負担とすることとなっている。